

術を活用した経営を行うことが必要である。このため、センター本所において、多胚誘起法による双子生産技術及び電気牧柵等を活用した低コスト肉用牛生産技術の実証展示を実施した。

(運営費6,893万5千円)

イ 畜産新技術指導研修及び畜産技術協力

畜産新技術の実用化及び実証展示で得られた成果を普及するために、センター本所において都道府県等の畜産技術者を対象として家畜人工授精指導者研修及び家畜受精卵移植指導者研修等を実施するとともに、近年開発途上国からの畜産技術協力の要請が急速に増加してきていることに対応し、開発途上国の畜産技術者に対し、受精卵移植技術等5コースの集団技術研修を実施したほか、プロジェクト協力事業に係るカウンターパートの研修、青年海外協力隊等の派遣前研修を実施した。

(運営費2,799万4千円)

(4) 家畜改良等情報システムの整備

家畜の新しい遺伝的能力評価手法であるアニマルモデルは、従来の後代のデータに加え、血縁関係による祖先やきょうだいのデータを取り込み、種雄牛評価をより正確に行うとともに雌牛の評価が可能となる等、検定の効率化を図ることができる。

センター本所では、アニマルモデルによる能力評価システムを実用化し、平成6年においては春と秋に乳用牛の全国能力評価を実施し、公表した。また、肉用牛等他の畜種への適用についても検討を行った。

さらに、種子部門においては、品種比較栽培調査、都道府県の奨励品種選定調査等から得られる品種情報のデータベース化を行った。

(運営費9,441万6千円)

(5) 種子対策

我が国に適した飼料作物の優良種子の供給を確保するため、十勝、長野及び熊本各牧場に採種は(原原種、原種)、検体は等を設置し、増殖用もと種子の供給を行った。

また、OECD牧草等種子品種証明制度に基づく海外契約採種用原種種子の品種証明業務を長野牧場において行った。

(運営費1億1,410万2千円)

(6) 飼料作物流通種子検査

種苗法に基づく「指定種苗」を対象に、①証票、②表示事項の内容に関する検査等を十勝、長野及び熊本牧場において実施した。

(7) ジーンバンク事業

家畜改良センターは、動植物遺伝資源のサブバンク

として位置付けられており、保存の必要のある家畜・家さん及び飼料作物について収集・保存を行っている。

平成6年度は、動物遺伝資源については、黒毛和種(広島岩田系)を鳥取牧場に、兎(日本アンゴラ種)を長野牧場に導入し、特性調査を実施した。植物遺伝資源については、栄養体の保存及び130品種(系統)の種子の増殖を行うとともに、特性調査を行った。平成6年度までのジーンバンク事業による保存数(件数)は、動物27品種(系統)、植物367品種(系統)となった。

第5節 近代的畜産経営の育成

1 担い手育成確保対策

(1) 担い手育成確保対策事業

ア 畜産経営担い手育成総合対策事業

ア 畜産経営担い手育成総合推進事業

この事業は、新規就農希望者、後継者等(以下「新規就農者等」という。)の畜産経営の担い手の育成確保を図るため、新規就農者等を対象とした相談活動、実践技術講習、農村体験実習、離農又は規模縮小した農家等の農用地、施設及び機械(以下「離農跡地等」という。)を継承した新規就農者等の経営安定に必要な経費の負担軽減等を行う事業である。

a 畜産経営担い手育成・技術講習等円滑化型

(a) 畜産経営担い手育成円滑化推進

関係機関と一体となり畜産経営の担い手を育成確保するための推進会議を開催するとともに、新規就農者等に対して離農跡地等の情報提供、講習等のあっせん・調整等の相談活動を行う事業である。

(b) 畜産経営実践技術講習等円滑化推進

新規就農者等に対する実践技術講習及び農村体験実習を行うための講習指針の作成、講習農家の選定、講習生の派遣、技術習得資金の給付等を行う事業である。

b 畜産経営担い手育成円滑化推進型

新規就農者等による離農跡地等の円滑な継承を促進する事業である。

(a) 離農跡地等継承円滑化推進

新規就農者等による離農跡地等の円滑な継承と経営安定を図るための推進協議会を開催し、離農跡地等の調査、新規就農者等に対する離農跡地等の継承に係る相談、就農後の営農指導等を行う事業である。

(b) 離農跡地等継承経営安定対策

新規就農者等が離農跡地等を継承し、経営が安定するまでの一定期間、経営維持に必要な資金を借り受け

た場合に、利子軽減を行うとともに、農協等が新規就農者等に転貸するために離農跡地等（施設及び機械に限る。）を一定期間貸出し、賃借料の一括前払いを行う場合に負担軽減を行う事業である。

なお、6年度は26道府県実施し、国庫補助金額は5,035万円であった。

(イ) 畜産経営担い手育成総合対策事業

この事業は、新規就農希望者、後継者等（以下「新規就農者等」という。）の畜産経営の担い手の育成確保を図るため、離農又は規模縮小した農家等の農用地、施設及び機械（以下「離農跡地等」という。）を新規就農者等に円滑に継承させるための条件整備を行う事業である。

a 畜産経営担い手育成条件整備型

新規就農者等による離農跡地等の有効利用を促進するために必要な飼料生産は場の簡易な整備並びに家畜飼養管理用施設及び中古農業機械の整備を行う事業である。

なお、6年度は11地区で実施し、国庫補助金額は1億6,392万円であった。

イ 地域畜産総合活性化対策事業

本事業は、中山間地域の肉用牛農家を中核とした生産集団が、創意と工夫を活かした低コスト生産等の取組を行うとともに、その場合に必要となる生産条件の整備等を行い、もって、地域畜産の活性化を推進する事業である。

(ア) 地域畜産総合活性化型

a 中山間地域活性化対策

肉用牛農家を中心とした地域内の畜産農家（酪農、養豚、養鶏等）をもって構成する中山間地域活性化生産集団が、中山間地域畜産の活性化等を図る場合に必要となる経費の負担軽減を行う事業である。

b 低コスト生産対策

地域活性化生産集団が、畜産農家の組織的な活動を通じて、創意と工夫を活かした地域畜産の活性化及び地域の生産条件に応じた合理的な生産方式の組合せにより、地域ぐるみで畜産の低コスト生産を図る場合に必要となる経費の負担軽減を行う事業である。

(イ) 地域畜産活性化生産集団育成型

飼料作物生産、飼養管理等に係る作業受託等や共同作業等を通じた組織的な活動により、地域畜産の活性化及び低コスト化を行う生産集団の育成に必要な経費の助成を行う事業である。

(ウ) 地域畜産活性化推進指導型

地域活性化生産集団及びその構成員たる畜産農家に対する濃密な支援・指導を行う事業である。

(エ) 条件整備型

地域活性化生産集団が地域ぐるみで作業の共同活動の推進及び低コスト化を図る場合に必要となる飼養管理施設機械等の整備を行う事業である。

事業実施主体は、(ア)、(イ)及び(ウ)の事業が市町村、農協及び営農集団、(ウ)の事業が都道府県、市町村となっている。

なお、6年度は(ア)～(エ)の4事業で、208地区について事業を実施し、これに要した国庫補助金額は12億922万円であった。

ウ ゆとり創出酪農集団育成対策事業

本事業は、酪農経営の生産性の向上を図りつつ、組織的な取組みによるゆとりを創出するため、地域内の酪農経営が、その合意の下に策定した協定等に基づき労働の協業化や分業等の活動を行うモデル的な酪農集団の育成を推進する事業である。

(ア) ゆとり創出酪農集団育成対策推進型

a ゆとり創出酪農集団活動促進対策

酪農集団が、組織的な取組みによって労働の軽減や休日の確保を図るため、地域の実情に即した良質粗飼料の共同生産、乳おすの共同哺育育成等の集団活動の実施のための検討・打合せ及び協定の策定並びにその協定に基づく活動を行うほか、生産・経営管理技術研究会、先進地視察研修、耕種農家群との連携強化のための打合せ会等の集団活動を行う場合に必要となる経費の負担軽減を行う事業である。

b ゆとり創出酪農集団育成指導対策

市町村等が、地域において酪農経営にゆとりを創出するために行う具体的な集団活動の検討、酪農集団に対する支援・指導等を行う事業である。

c ゆとりある酪農推進指導対策

都道府県段階において酪農経営の集団的取組みによる生産性向上とゆとり創出のための方策の検討、ゆとり創出を図る集団活動の指導、広報活動等を行う事業である。

(イ) ゆとり創出酪農集団育成対策型

酪農家集団が生産性の向上を図りつつ、組織的な取組みによるゆとりを創出するための活動に必要な、乳肉複合、良質粗飼料の生産・調製、飼料の自家配合、ふん尿処理等に関連した共同利用の施設・機械等の整備を行う事業である。

事業実施主体は、(ア)のa及び(イ)については市町村、農協、営農集団、(ア)のbについては市町村、農協、(ア)のcについては都道府県となっている。

なお、6年度は、88地区において事業を実施し、これに要した国庫補助金額は、21億4,138万円であった。

(2) 担い手育成確保対策等推進指導事業

ア 担い手育成確保対策推進指導事業

(ア) 畜産経営技術対策事業

国際化の進展等我が国畜産をめぐる情勢の変化にかんがみ、畜産経営技術に関する指導を強化し畜産経営の体質強化を図るため、①中央・都道府県段階において畜産経営体の経営・生産技術の高度化のための支援指導を行うとともに、②畜産環境の保全、肉用牛生産の効率化、生産資材等の効率利用等に関する指導を強化する事業である。

a 畜産経営技術高度化支援指導事業

経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営体を育成するため、畜産経営体自らによる経営改善の取組への支援、地域における相談・指導窓口の設置、各分野の専門家からなるコンサルタント団の設置、経営体のレベル等に応じた畜産経営技術支援指導の実施、中央段階における指導用資料の作成等を行う事業である。

6年度は47都道府県で実施し、事業実施主体である都道府県に対し2分の1以内の補助を、社団法人中央畜産会に対し定額の助成を行い、これに要した国庫補助金額は3億4,074万円であった。

(イ) ゆたかな畜産の里づくり推進事業

この事業は、畜産のイメージアップと畜産経営の安定的発展を図るため、地域社会や自然と調和した環境の下で畜産経営が営まれている優良事例の選定、表彰等を行う事業である。

6年度は31県で実施した。

なお、国庫補助金額は788万円であった。

イ 畜産経営体体質強化対策推進指導事業

(イ) 畜産資材等効率利用推進指導事業

この事業は、畜産施設・機械及び生産資材の効率的な利用を促進し畜産資材等に係る費用を低減するため、関係機関が一体となった推進指導等を行う事業である。

6年度は37都道府県273市町村で585の相談窓口を設置し、3県において実証展示を実施した。

それに要した国庫補助金額は8,873万円であった。

2 畜産経営体体質強化対策

(1) 畜産経営体体質強化対策事業

ア 肉用牛生産効率化事業

この事業は、地域資源の有効活用と地域農業の有機連携による効率的な肉用牛生産に取り組む組織を育成するため、都道府県段階及び市町村段階における指導・調査等の実施及び繁殖・地域一貫生産施設等の整備を行う事業である。

(ア) 肉用牛生産効率化推進事業

a 都道府県段階

都道府県、関係団体が一体となって効率的な肉用牛生産を推進するための指導等を行う。

b 市町村段階

肉用牛生産集団が、関係団体、耕種農家等との連携のもとに地域の実情に即した効率的な肉用牛生産を行うための調整、調査等を行う。

(イ) 肉用牛生産効率化事業

次に掲げるモデル的かつ中核的な肉用牛生産集団を形成し、肉用牛生産の振興合理化を図るために必要な共同利用畜舎等の生産条件の整備を行う。

a 肉用牛繁殖経営育成型

規模拡大、子牛取引の協定化、放牧生産等を志向する肉用牛繁殖経営による高効率な肉用子牛の生産を行う生産集団

b 肉用牛地域一貫生産経営育成型

肥育素牛生産地域において、繁殖経営集団、乳用種は育成集団との連携のもとに、一貫生産体系の確立を推進するための肉用牛の肥育を行う生産集団

c 乳用種は育成経営育成型

合理的な飼養管理により、優良な乳用種肥育素牛を肉用牛肥育経営に供給するための乳用子牛のは育成を行う集団

この事業の対象となる地域及び規模等の要件は、

(a) 事業実施地域は、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る肉用牛生産に関する事項をその内容とする市町村計画を作成した市町村の区域又は都道府県知事が肉用牛の生産振興を図ることを適当と認める市町村の区域を含む地域内であること。

(b) 事業規模は、肉用牛生産集団の肉用牛飼養計画頭数が次の経営タイプ毎の頭数以上であること。

① 肉用牛繁殖経営育成型

おおむね100頭以上

② 肉用牛地域一貫生産経営育成型

⑦ 肉専用種

おおむね300頭以上

④ 乳用種又は肉専用種等との混合

おおむね500頭以上

③ 乳用種は育成経営育成型

おおむね300頭以上

6年度においては、19地区で事業を実施し、これに要した国庫補助金額は9億5,713万円であった。

イ 家畜導入事業資金供給事業

畜産経営の安定と資源の維持・拡大等を図るため、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社等

を対象として基金を造成し、市町村、農業協同組合等が繁殖牛（肉用牛、乳用牛）を計画的に導入する場合に、導入家畜の購入資金に係る金利相当額を助成する事業を実施し、これに要した6年度の国庫補助金額は4億2,992万円であった。

(ア) 肉用牛群整備増殖事業

肉用牛の産肉性等経済能力向上及び斉一化の促進並びに肉用牛資源の維持・拡大を図るため、次の事業を実施した。

a 農協等有導入型

農業協同組合、農業協同組合連合会及び公社が事業実施主体となって、肉用繁殖雌牛の牛群を整備・増殖する意欲を有する者に一定期間（育成牛5年、成牛3年）貸し付けて適正に飼養管理させた後、その者に譲渡する事業を実施した。

b 特別導入型

市町村が事業実施主体となって、肉用繁殖雌牛を購入し、又は貸付牛から生産され納付を受けた肉用繁殖雌牛を、高齢者等に一定期間貸し付けた後、その者に譲渡する事業を実施した。

(イ) 高品質生乳生産牛群整備事業

本事業は、酪農経営の合理化及び高品質生乳の安定した生産等を図るため、乳用牛群総合改良推進事業により能力の判明した乳用牛群から生産された優良な乳用雌牛を、酪農家に一定期間（3年間）貸し付けた後、その者に譲渡する事業を実施した。

なお、乳肉複合を促進する観点から家畜を導入する酪農家は、貸し付けを受ける頭数以上の廃用牛の飼直し肥育を行う計画を有し、その計画の達成が確実と見込まれる者であるものとした。

ウ 新搾乳システム定着化事業

生産性の向上を図りつつ、酪農経営の労働時間の短縮を図るため、労働時間の5割を占める搾乳時間を大幅に短縮しうる新搾乳システムについて、技術の収集・分析、改善、標準化を図ることにより、我が国に適した新搾乳システムの普及・定着化を推進する事業で、次の3タイプからなっている。

(ア) 新搾乳システム施設型

新搾乳システムの普及・定着を通じ、飼養管理の省力化を指向する酪農経営者を対象として、共同利用フリーストール牛舎及び共同利用ミルクングパーラーのモデル的施設の実証展示を行うものであり、大規模施設整備、新搾乳施設整備、簡易搾乳施設整備及び移動式搾乳施設整備の4つのタイプで実施している。

6年度の実施カ所は5カ所であった。

(イ) 新搾乳システム普及啓もう型

(ア)の施設型の事業を実施している都道府県において、地域における搾乳システム等に関する情報を収集・分析し、地域の諸条件に最適な搾乳システムの普及・啓もうの方策について検討するとともに、地域の諸条件に最適な搾乳システムの普及・啓もうを図るため、パンフレットの作成・配布及び酪農家を対象とした現地指導会議を開催した。

(ウ) 新搾乳システム実用化推進型

国内外の搾乳方式等の優良事例を収集し、優良技術を応用する際の改善点等の検討及び新技術の体型化を行い、我が国に適した搾乳システムの定着化のためのマニュアル作成を実施している。

また、新搾乳システムの普及・定着化を担う技術者を対象として、当該システムの総合的な見地を得るための研修会を実施した。

エ 乳用牛飼料新給与システム普及推進事業

酪農経営において、飼料の調製・給与の労働時間を大幅に短縮できるほか、飼料の嗜好性を高めつつ、濃厚飼料と粗飼料の摂取割合を一定に保ち、家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための栄養管理を可能とするTMR（Total Mixed Ration：混合飼料）の生産・供給を行うTMR供給センターをモデル的に設置するとともに、TMR給与技術について、技術の改善・標準化、飼料給与プログラムの設計等地域の諸条件に最適なシステムの普及を推進するため、次に掲げる事業を実施した。

(ア) 乳用牛飼料新給与システム整備事業

酪農先進地域に、モデル的にTMR供給センターを設置し、地域の畜産農家等で生産した粗飼料の搬入と一時的貯蔵、栄養成分の分析、飼料給与プログラムの設計、TMRの生産等を実施し、地域の酪農家に栄養成分が明らかなTMRを定期的に供給するための事業を実施した。

(イ) 乳用牛飼料新給与システム普及推進事業

(ア)の事業を行う生産集団等に対し、TMRを活用した飼養管理の省力化に関する総合的な技術、飼養規模・飼養形態に即した施設・機械の導入、飼料分析技術、飼料給与プログラムの設計等について専門的な指導を行うための事業で、酪農家のための現地指導会議、システムの普及・定着化を担う技術者を対象とした研修会、国内外の優良事例の調査を実施した。

3 環境保全型畜産確立対策

(1) 環境保全型畜産確立対策事業

ア 環境保全型畜産確立対策推進事業

この事業は、家畜ふん尿の良質堆きゅう肥化等適正

な処理により畜産環境の保全を図りつつ、耕種農家及び耕種地域における堆きゅう肥の利用を促進し、環境保全型農業を推進するため、次に掲げる事業を行う事業である。

(7) 環境保全型畜産確立指導型

家畜ふん尿の良質堆きゅう肥化等による畜産環境の保全と堆きゅう肥の耕種部門での利用の推進を図るため、環境保全型畜産確立基本方針の策定、都道府県及び地域の推進指導協議会の設置、農家指導等を行う事業である。

a 総合対策指導

畜産経営による環境汚染の防止を図り、健全かつ安定的な畜産経営の発展に資するため、環境保全型畜産確立基本方針の作成、畜産経営に関する巡回指導等を行うことにより堆きゅう肥の積極的な利用や環境汚染の防止技術の普及を推進するための事業である。

b 特別対策指導

特定の湖沼、内海等閉鎖性水域周辺地域において、畜産経営の環境保全を図るため、排出水の水質検査に基づく技術指導を行うとともに、畜舎構造及び家畜ふん尿処理施設の改善整備の推進を重点とした特別対策指導を行う事業である。

c 悪臭防止対策指導

畜産経営に起因する悪臭を防止し、周辺居住地域と調和した畜産経営の発展に資するため、悪臭の排出に関する実態調査を行うとともに、当該調査結果に基づき悪臭防止対策指導等を行う事業である。

6年度はaの事業で47都道府県、bの事業で22府県、cの事業で39府県において実施し、これに要した国庫補助金額は6,533万円であった。

(i) 堆きゅう肥総合利用推進型

耕種部門での堆きゅう肥の利用を促進するため、都道府県内における堆きゅう肥の需給調整等を行う堆きゅう肥総合利用センターを設けるとともに、地域において実証は場を設け堆きゅう肥投入効果の実証展示等を行うため、地域堆きゅう肥利用促進協議会を設ける事業である。

なお、本事業は2つの事業からなっており、内容は次のとおりである。

a 都道府県分

堆きゅう肥の都道府県内の需給不均衡を解消し、農地へのリサイクル利用を推進するため、堆きゅう肥総合利用センターを設置し、地域間で堆きゅう肥の需給調整、利用促進等の活動を行う。

b 農協等分

堆きゅう肥の地域的な需給不均衡を解消し、堆きゅう

肥の農地へのリサイクル利用を推進するため、地域堆きゅう肥利用促進協議会を設置し、地域内の堆きゅう肥の需給調整、利用促進等の活動を行うとともに、実証は場による堆きゅう肥の投入効果の展示等を行う。

6年度は、aの事業で4地区、bの事業で13地区について事業を実施し、これに要した国庫補助金額は943万円であった。

(ii) 地域環境保全型畜産推進型

家畜ふん尿の適切な処理及び耕種部門での堆きゅう肥等の利用を促進するため、市町村内における家畜ふん尿処理・利用状況調査の実施、地域環境保全型畜産推進計画の策定、家畜ふん尿処理施設の整備等に係る企画等を行う事業である。

a 地域環境保全型畜産推進計画の策定

家畜ふん尿の適切な処理及び耕種部門での堆きゅう肥等の利用を推進するため、市町村に地域環境保全型畜産推進会議を設置し、地域環境保全型畜産推進計画の策定、畜産環境保全に係る普及・啓もう等を行う事業である。

b 家畜ふん尿処理施設整備の推進

家畜ふん尿処理施設の整備を促進するため、市町村に家畜ふん尿処理施設整備推進協議会を設置し、家畜ふん尿処理施設の整備等に係る企画等を行う事業である。

6年度はaの事業で133地区、bの事業で26地区について事業を実施し、これに要した国庫補助金額は3,469万円であった。

イ 環境保全型畜産確立対策事業

この事業は、家畜ふん尿の良質堆きゅう肥化等適正な処理により畜産環境の保全を図りつつ、耕種農家及び耕種地域における堆きゅう肥の積極的な施用による化学肥料施用量の減少等に寄与する環境保全型農業を推進するため、次に掲げる事業を行う事業である。

(7) 堆きゅう肥総合利用対策型

畜産環境問題の解決及び良質堆きゅう肥の広域的な利用の推進による環境保全型農業への支援を図るため、家畜ふん尿処理利用機械施設、堆きゅう肥保管施設等の整備を行う事業である。

事業実施に当たっては、堆きゅう肥の需給調整体制が整備されているか、又は整備されることが確実と見込まれる地域で、事業実施地域の家畜飼養頭数が肥育豚換算で7,000頭以上であり、かつ、事業対象家畜頭数が3,500頭以上としている。

6年度は13地区で実施し、国庫補助金額は17億6,162万円であった。

(イ) 地域畜産環境対策型

地域内で家畜ふん尿の適正な処理及び耕種農家との連携による合理的な家畜ふん尿の処理利用を推進するため、家畜ふん尿処理利用機械施設等の整備を行う事業であり、次の 2 つの事業がある。

a 地域複合

この事業は、畜産農家の組織化、集団化、又は畜産農家と耕種農家の連携により家畜ふん尿の適正な処理利用を推進するため、家畜ふん尿処理利用機械施設等の整備を行う事業である。

事業実施に当たっては、事業実施地域の家畜飼養頭数が肥育豚換算で 1,000 頭以上であることとしている。

b 浄化処理

この事業は、畜産汚水の浄化処理が必要な地域において、畜産汚水の浄化を図るため、家畜ふん尿処理利用機械施設等の整備を行う事業である。

事業実施に当たっては、事業実施地域の家畜飼養頭数が肥育豚換算で 1,000 頭以上であること、河川等の水質保全を図るため、畜産汚水の浄化処理が必要な地域であることとしている。

6 年度は、地域複合型が 20 地区、国庫補助金額 5 億 6,118 万円、浄化処理型が 8 地区、国庫補助金額 2 億 2,810 万円であった。

(ウ) 特定地域畜産環境緊急整備事業

水質保全に係る規制の強化に対応し、特定の湖沼、内海等の閉鎖性水域周辺や水道水源周辺地域において緊急に高度な家畜ふん尿処理施設等を整備する事業である。

6 年度は 1 地区で実施し、国庫補助金は 2,041 万円であった。

(エ) 畜産経営移転促進型

畜産環境保全に必要な経営移転等の促進を図るため、共同利用家畜飼養管理用施設等の整備を行う事業である。

本事業は 2 つの事業からなっており、内容は次のとおりである。

a 一般地域

環境汚染問題が発生しているか、又は発生するおそれのある地域の畜産経営（酪農・養豚）が環境保全のために移転を行うのに必要な共同利用家畜飼養管理用施設の整備並びにこれと併せて里山等利用促進対策に関する事業又は自給飼料生産拡大対策に関する事業を行う事業である。

事業の実施地域（移転先）は、環境問題の発生の恐れのない地域であること、事業参加者の家畜飼養計画頭数は酪農経営にあっては 60 頭以上、養豚経営にあつ

ては、肥育豚換算でおおむね 600 頭以上であることが必要である。

b 特定地域

特定の湖沼、内海等閉鎖性水域周辺地域において、畜産経営の環境保全のため緊急に共同利用家畜飼養管理用施設の整備並びにこれと併せて里山等利用促進対策に関する事業又は自給飼料生産拡大対策に関する事業を行う事業である。

事業参加者は、特定の湖沼、内海等閉鎖性水域周辺地域で家畜を飼養し、環境汚染問題を防止するため緊急に共同利用家畜飼養管理用施設等の改善整備を行う必要があり、乳用牛及び豚の飼養計画頭数が肥育豚換算でおおむね 200 頭以上であることが必要である。

6 年度は、特定地域が 3 地区、国庫補助金額 2 億 7,657 万円であった。

4 畜産経営関係主要資金の融通

(1) 農業近代化資金

昭和 36 年に制定された農業近代化資金は、平成 5 年度においては、畜産関係で 333 億円（利子補給承認ベース）が融資された。

これは農業近代化資金融資額の 13.1% を占めており、平成 4 年度の融資額 411 億円に比べると 19.0% 減少した。

この内訳をみると、畜舎等の施設に対する融資額は 34 億 3,700 万円減少して 175 億 9,700 万円に、農機具等に対する融資額は 9 億 2,400 万円減少して 35 億 700 万円に、家畜の購入についての融資額は 30 億 5,700 万円減少して 114 億 1,200 万円に、家畜の育成についての融資額は 4 億 2,900 万円減少して 7 億 4,800 万円であった。

表 6 農業近代化資金融資実績

(単位：百万円)

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
畜 産 関 係			
施 設 等	13,001	21,034	17,597
農 機 具 等	3,590	4,431	3,507
家 畜 購 入	18,749	14,469	11,412
(うち肥育素畜等)	12,029	9,968	7,983
家 畜 育 成	1,493	1,177	748
(うち肥育牛)	1,355	654	580
中核農家規模拡大	5	5	0
小 計	36,837	41,117	33,264
農業近代化資金総額	260,706	257,942	254,864

表7 農業近代化資金による家畜購入等の内訳

(単位：百万円)

区分	3年度	4年度	5年度
家畜導入資金			
乳牛	3,118	2,062	1,229
豚	146	157	125
乳牛以外の牛	3,155	2,001	1,798
馬, めん羊, 山羊	300	282	278
計	6,720	4,502	3,429
特認資金(肥育素畜等)			
肥育牛	11,751	9,679	7,720
肥育豚	122	37	8
鶏	156	252	255
計	12,029	9,968	7,983
家畜育成資金			
乳牛	36	31	23
繁殖豚	0	38	8
繁殖用肉牛	102	454	137
肥育牛	1,355	654	580
計	1,493	1,177	748

(2) 畜産経営環境保全資金

45年度に畜産経営移転施設資金として創設され、畜産経営に起因する環境汚染問題の解決に役立ってきたが、47年度に畜産経営環境整備施設資金となり、現在の経営で家畜排せつ物処理施設の設置を行う者が貸付対象に加えられた。さらに48年度から畜産経営環境保全資金となった。

6年度の融資実績は35件、14億4,600万円であり、前年度に比べると2億9,300万円増加した。

なお、6年度の融資の内訳は、補助事業3億3,800万円、非補助事業11億800万円であった。

表8 畜産経営環境保全資金融資実績

(単位：件、百万円)

		酪農		肉用牛		養豚		養鶏		その他		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4年度	補助	12	24	1	1	1	8	1	9	—	—	15	42
	非補助	15	115	11	39	16	639	4	215	2	183	48	1,191
	計	27	139	12	40	17	647	5	224	2	183	63	1,233
5年度	補助	5	58	2	31	—	—	2	148	—	—	9	237
	非補助	17	89	6	21	7	504	6	302	—	—	39	916
	計	22	147	8	52	7	504	8	450	—	—	45	1,153
6年度	補助	6	16	—	—	—	—	1	322	—	—	7	338
	非補助	16	54	—	—	4	543	8	511	—	—	28	1,108
	計	22	70	—	—	4	543	9	833	—	—	35	1,446

表9 農業経営基盤強化資金融資実績

(単位：件、百万円)

区分	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	畜産計	農業経営基盤強化資金計
4年度 件数	263	35	53	85	436	730
4年度 金額	5,253	1,813	3,171	7,055	17,292	23,189
5年度 件数	198	23	31	45	304	557
5年度 金額	4,639	1,337	2,345	4,505	12,927	18,880
6年度 件数	320	55	71	80	528	2,007
6年度 金額	6,644	2,803	5,761	7,506	22,924	49,029

(注) 4年度、5年度は総合施設資金の融資実績である。

(3) 農業経営基盤強化資金

(スーパーL資金)

6年度に創設された本資金は経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るのに必要な資金の融通を行った。

6年度の畜産関係融資実績は、528件229億2,400万円

で、前年度の総合施設資金に比べると99億9,700万円増加した。

また、畜産関係融資は融資額全体の46.8%を占め、その内訳は、酪農13.6%、肉用牛5.7%、養豚11.8%、養鶏15.3%であった。

(4) 農業改良資金

31年度の農業改良資金制度発足以来、技術導入資金は、農業者が自立的に、能率的な農業技術を導入する

うえて重要な役割を果たしている。その後、本制度の充実・強化が図られてきたが、特に60年度には、能率的な技術とともに合理的な生産方式の導入及び促進を図るため、従来の技術導入資金を生産方式改善資金に改編し、新たに畜産振興資金等の資金種目を新設するなどの措置が講じられた。また61年度には、畜産振興資金が拡充されるなどの資金内容の充実が図られた。

このうち、畜産関係の概要は次のとおりである。

ア 生産環境改善資金

本資金は、農業生産に伴う生産環境の悪化を防止するための技術を導入するために必要な施設、機械又は資材を購入し、又は設置するのに要する資金を貸付けらるもので、畜産関係（畜舎内衛生管理技術、家畜排せつ物処理技術）の6年度貸付実績は4億1,874万円であった。

イ 畜産振興資金

本資金は、酪農及び肉用牛生産の振興・合理化を推進するため、59年度に畜産振興資金供給事業として発足し、60年度には、合理的な農業の生産方式の導入を図るための資金（生産方式改善資金）として農業改良資金制度に位置付けられた。

また、61年度には、低廉な牛肉に対する需要の増大に応えた肉用牛生産の改善を促進するため、肉用牛の育成費、元年度には、牛肉の自由化等我が国農業の国際化の進展を踏まえ、新たに酪農関係施設・機械及び肥育素牛の購入費を貸付対象に加えるとともに、貸付枠を230億円に拡大した。

4年度には、新たに優良乳用牛の購入及び育成に要する経費を貸付対象に加えた。

貸付枠は6年度において、貸付実績からわずかに減少して227億円となった。具体的な内容は次のとおりである。

(7) 貸付対象者

3人以上の大家畜経営者等による飼料自給度の向上、飼養規模の拡大、飼養管理方法の改善を内容とする取決めに基づく共同活動を行う者

(i) 資金の内容

a 飼料自給度の向上を図るために必要な資金

(a) 飼料生産に係る施設・機械の購入・設置に必要な資金

(b) 排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行うのに必要な資金

b 乳牛の飼養管理方式の改善を図るために必要な資金

(a) 酪農関係施設、機械の購入・設置資金

(b) 乳牛を購入するために必要な資金

(c) 乳牛を育成するために必要な資金

c 肉用牛の飼養規模の拡大又は飼養管理方法の改善を図るために必要な資金

(a) 肉用牛関係施設、機械の購入・設置に必要な資金

(b) 肉用牛を購入するために必要な資金

(c) 肉用牛を育成するために必要な資金

なお、6年度の貸付実績は、78億5,187万円となっている。

5 中央畜産技術研修

国及び都道府県等の畜産技術者を対象とした中央畜産技術研修会を中央畜産技術研修施設（福島県白河市）において実施している。

都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体及び家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として畜産に関する高度な知識を付与し、技術水準を高めるとともに、技術能力の増大と業務の効率化を促進することを目的に、技術職員の再訓練のための特別研修及び畜産に関する高度な学理及び新技術を修得させることとしている。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会の主軸講師として伝達研修を行うことにより、新しい技術が速やかに末端まで浸透するようにしている。

6年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、管理者、畜産統計処理（Ⅰ）、（Ⅱ）、国際化対応、情報処理入門、情報処理システム開発入門、草地、畜産簿記、畜産経営診断、低コスト生産技術、肉用牛、畜産環境保全、自給飼料、畜産経済、酪農、畜産新技術、養鶏、養豚、畜産物の安全性の各部門（21講座）について短期研修（各3～12日間延べ125日）を実施し、合計797名が受講した。

6 そ の 他

(1) 認可団体畜産活性化総合対策推進指導事業

ア 農協営農指導普及啓もう推進事業

農協系統団体が行う畜産物の生産合理化等に関する営農指導活動の普及・啓もうについて一層の推進を図るため、農協営農指導方式の改善及び拡充、畜産物の生産合理化を図る重点施策のキャンペーン、畜産経営の改善向上を促進する農協事業等の優良事例の紹介、農協系統に対する巡回指導を行う事業である。

6年度は、これに要した経費について事業主体である全国農業協同組合中央会に対し国庫補助金額264万円を助成した。

第6節 自給飼料対策

1 総 説

我が国の畜産をめぐる内外の諸情勢の変化に対処して、畜産物の安定的供給と畜産経営の健全な発展を図るため、飼料基盤を積極的に整備拡大し足腰の強い畜産経営を育成することが重要であり、このため6年度においても、自給飼料生産基盤の外延的な拡大を図るとともに高能率畜産経営の育成を促進するため、引き続き、団体営草地畜産基盤総合整備事業、畜産基地建設事業、畜産環境総合整備事業等の畜産公共事業を畜産活性化総合対策と一体的に推進した。特に6年度は、畜産経営の安定的発展と地域活性化に資するため、中山間地域における草地景観を活用した都市住民との交流拠点等の整備を草地基盤の整備、生活環境の改善等と一体的に実施する草地畜産活性化特別対策事業を創設した。

また、飼料作物生産の拡大と合理化を図るため、畜産総合対策において、里山等の飼料基盤としての整備、高能率な飼料生産の生産利用体系確立のための飼料作物生産機械等の整備、国産粗飼料の流通促進、公共牧場広域利用の促進、優良品種の普及促進、飼料利用の高度化等のための事業を実施した。特に6年度は、草地における草種・草生の改良等による作期調整を通じ、作業体系の改善を図る（新生産システム）ための自給飼料生産拡大対策事業の拡充、集約的放牧等地域の実情に応じた放牧技術の確立を図るための飼料作物生産利用改善事業の拡充、及び公共牧場における技術力の向上を図るための研修や研修関連器具機材の整備等、公共牧場広域利用推進対策事業の拡充を行った。

さらに、中国における畜産振興、砂漠化防止のため、草地の適正利用、及び草地の生産力向上に関する技術的な調査・検討を行う草地適正利用促進対策基礎調査(ODA)を創設した。

このほか、引き続き、畜産振興資金について、飼料自給度の向上を図るために必要な資金の貸付けを行うとともに、優良種子の安定的な供給確保を図るため、家畜改良センターにおいて、飼料作物種子供給確保対策を実施した。

2 草地開発整備対策

(1) 草地開発整備関係調査

ア 草地開発技術調査

草地開発事業を円滑に推進するため、草地の造成開

発技術に関する問題点の解明、効率的かつ効果的な造成技術の開発、草地開発事業の調査計画から造成利用に至る広範囲の技術的分野について調査究明した。6年度は低コスト肉用牛生産のための草地開発管理技術調査等4調査を実施した。(7,970万円)

イ 草地開発基本調査

草地開発事業の実施に伴う社会経済的な諸問題及び草地開発の高度利用のための草地管理技術の啓蒙普及を図るため、6年度は、低コスト肉用牛生産基盤開発調査(7,000万円)、草地管理指標の改定(1,000万円)、超省力型飼料生産基盤整備調査(1,920万円)、草地基盤総合整備調査(3,000万円)、及び草地のリモートセンシング活用手法確立調査(1,400万円)を実施した。

ウ 畜産環境整備技術調査

畜産環境総合整備事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、低コストなふん尿処理技術とこれに対応した草地等の整備のあり方等について技術上の諸課題の調査を行った。(1,000万円)

エ 畜産環境基本調査

混住化地域や環境規制地域において、畜産経営が周辺の環境に及ぼす影響等を調査し、家畜排せつ物の土地還元利用による土地生産力の増強と畜産経営の合理化を図るための方策、周辺地域と調和のとれた畜産経営の健全な発展を図るための調査検討を6年度は4地区で実施した。(6,000万円)

オ 草地等効率利用促進プロジェクト調査

草地の利用を主体とする畜産地域における土地利用に着目し、これと現況の畜産経営立地との調整を図りつつ、草地等の効率利用の促進を図るための技術的手法についての調査検討を6年度は8地区で実施した。(8,000万円)

カ 中山間地域活性化畜産基盤整備調査

畜産振興を核とした中山間地域の活性化を図るため、林野活用による畜産基盤整備、民間活力を活用した畜産基盤の整備の可能性、手法等について調査を6年度は6地区で実施した。(1億2,000万円)

キ 畜産基地建設調査計画

畜産基地建設調査計画として次の調査を実施した。(1,660万円)

(ア) 畜産基地建設事業等推進調査

畜産基地建設事業等の円滑な推進に資するため、事業の実施により創設、育成された大規模畜産経営における営農技術、地域農業に及ぼす影響及び開発予定区域における開発の制限要因等を調査し、開発計画に反映した。

(イ) 特定地域大規模畜産営農推進対策調査

濃密生産団地建設事業に係る事業完了区域及び事業実施区域において、創設育成された大規模畜産経営の早期安定に資するため、大規模畜産経営の指導推進体制整備を行うための調査を 6 年度は 2 地域で実施した。

(ウ) 特定地域大規模畜産経営環境対策推進調査

濃密生産団地建設事業の完了区域において、畜産環境問題の発生状況、及びその原因等の実態を調査し、その改善方策を明らかにするとともに、環境問題の発生を未然に防止するための指導推進体制の確立を図る調査を 6 年度は 5 地区において実施した。

ク 農林地畜産の利用等調査（国有林野等活用促進基本調査）

草地開発の実施が見込まれる国有林野について、国有林野事業との調整を行い、その円滑かつ適正な活用を図るため、地方農政局等が営林局と共同して、適地選定等のための現地調査を行った。（360万円）

ケ 草地開発基本調査（補助調査）

草地開発等の適地を選定するため、草地の造成改良可能面積が10ha（沖縄 5 ha）以上存在すると認められる地域において、都道府県が草地の開発、利用の方式を明らかにする草地利用方式調査、及び土壌の理化学的諸性質、植生等を明らかにする土壌調査を 6 年度は 3 地区（1,500万円）で実施した。（補助率50%以内）

コ 団体営草地開発整備調査（補助調査）

沖縄県において、団体営草地開発整備事業を実施しようとする者の申請に基づき県が開発利用方式を検討して、事業及び資金計画等の策定を行う調査を 6 年度は 2 地区（300万円）で実施した。（補助率50%以内）

サ 公共牧場開発整備基礎調査（補助調査）

公共牧場の建設が周辺環境におよぼす影響等の事前調査（設置基礎調査）及び既存牧場の有効利用を図るための対策調査（再編整備調査）を実施し、適切な開発方式と牧場間の機能分担方式等による再編整備についての検討を 6 年度は 2 地区（1,000万円）で行った。（補助率50%以内）

シ 道営草地整備改良事業調査（補助調査）

道営草地整備改良事業を円滑かつ効率的に実施するため、受益草地面積が500ha以上あると見込まれる地区について、関係市町村長の申請に基づき、北海道が草地の整備改良に必要な自然的、社会的、技術的条件等の調査及び計画の作成を 6 年度は10地区（3,500万円）で実施した。（補助率50%以内）

ス 畜産経営環境整備基礎調査（補助調査）

将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、畜産経営環境整備事業の指針とするた

め、畜産経営の概況、家畜排せつ物の処理状況等を、特に家畜排せつ物の土壌還元による環境汚染の防止と土地生産力の維持増強を推進する観点からの調査を 6 年度は 8 地区で実施（4,000万円）した。（補助率50%以内）

(2) 団体営草地畜産基盤総合整備事業

草地畜産基盤の開発整備を総合的に推進するため、次の事業を 6 年度は232地区（国庫補助金48億6,500万円）で実施した。

ア 国営等草地開発附帯事業

国営又は都道府県営草地開発事業で造成された草地において生産性の高い牧場を建設するため、隔障物、家畜保護施設等の利用施設の整備を実施した。

(ア) 補助率

	内地	北海道
利用施設	40% (1/3) 以内	45% 以内
牧場用機械施設	1/3 以内	1/3 以内

(注) () 内は地方公共団体が事業主体の場合（以下同じ）。

イ 団体営草地開発整備事業

畜産経営の合理化を図るため、地方公共団体等が草地の造成改良、既耕地（飼料基盤）の整備改良、草地、飼料畑の整備改良、草地保全整備、野草資源並びに放牧林地の有効利用を図るための施設整備等を実施した。

(ア) 事業の規模

次のいずれかを満たすこと。

- a 造成改良面積が10ha（小規模特定地 5 ha）以上
- b 造成改良面積が 5 ha 以上及び整備改良を併せて事業完了後作付面積30ha（北海道50ha、離島、沖縄、奄美20ha）以上
- c 整備改良面積が10ha（小規模特定地 5 ha）以上
- d 野草地受益面積が20ha以上
- e 放牧林地受益面積が100ha（別に定める地域の肉用牛地区にあっては50ha）以上
- f 草地保全受益面積が10ha（小規模特定地 5 ha）以上、野草地にあっては20ha以上

(イ) 補助率

	内地	北海道	離島・沖縄・奄美
基本施設	45% 以内	50% 以内	50% 以内
ただし c	40% 以内	45% 以内	45% 以内
利用施設	40% (1/3) 以内	45% 以内	50% 以内
機械施設	1/3 以内	1/3 以内	1/3 以内
土地利用			

円滑化 40%
(1/3)以内 45%以内 50%以内

湿地牧野

改良 55% (50%)
以内

ウ 農業公社牧場設置事業

畜産適地において、高能率畜産経営の展開を図るため、農業公社が用地を確保して高能率の牧場を建設整備し、これを熱意ある農家等に対して譲渡または貸付を行った。

(ア) 事業の規模

a 次のいずれかを満たすこと

(a) 草地造成改良面積が10ha (小規模特定地 5 ha) 以上

(b) 造成改良及び整備改良面積の合計が15ha (小規模特定地 7.5ha) 以上

b 事業参加者数 5 人以上 (特に必要と認める場合にあっては 3 人以上)

(イ) 補助率

	内地	北海道	離島・沖縄・奄美
基本施設	45%以内	50%以内	50%以内
利用施設	40%以内	45%以内	50%以内
機械施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内

エ 公共育成牧場整備事業

公共育成牧場が設置されている地域における粗飼料需要及び乳用牛、肉用牛の預託育成需要に応えるため、当該公共育成牧場の牧場施設等の改良を行い、その機能の高度化を図るとともに、公共育成牧場の効率の利用を促進するため、冬里基盤の一体的整備及び牧場の再編整備を行った。

(ア) 事業の規模

a 既存草地面積が30ha (北海道50ha) 以上。中山間地域の場合は15ha (北海道25ha) 以上

b 事業完成年度から起算して 5 年以上経過

c 造成改良又は整備改良面積が10ha以上

d 関係集落の整備と併せ行う場合、当該集落が以下の条件を満たしていること。ただし、公共育成牧場の一部を関係集落の冬里飼料基盤として活用させる場合(a)の条件を満たすこと

(a) 事業完了後、飼料作付面積30ha以上

(b) 造成改良又は整備改良される面積10ha (小規模特定地 5 ha) 以上

e 全体事業費に占める生産基盤事業費が100分の50以上

f 放牧用道路整備を行う場合、放牧地面積20ha、かつ、道路延長500m以上

g 放牧用用水整備を行う場合、受益面積が30ha (北海道50ha) 以上。中山間地域の場合は15ha (北海道25ha) 以上。

(イ) 補助率

	内地	北海道	離島・沖縄・奄美
基盤整備	45%以内	50%以内	50%以内
利用施設	40% (1/3) 以内	45%以内	50%以内
機械施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
土地利用	40% (1/3) 以内	45%以内	50%以内

オ 小規模草地開発整備事業

大規模畜産経営における粗飼料の低コスト生産、給与率の向上と放牧を一層推進するため、小規模な飼料基盤の造成整備、公共牧場等の放牧地及び放牧利用施設の整備を畜産活性化総合対策と一体的に実施した。

(ア) 事業の規模

a 次のいずれかを満たすこと

(a) 飼料畑、放牧地の造成面積が1ha以上10ha未満
(b) 草地整備改良受益面積 5 ha以上。(草地又は飼料畑の造成改良と併せ行う場合、合計受益面積 1 ha以上)

(c) 既耕地(飼料基盤)の整備受益面積が1ha以上10ha未満。(草地又は飼料畑の造成改良と併せ行う場合、合計受益面積 1 ha以上)

(d) 公共牧場等の放牧地受益面積が5ha以上

(イ) 補助率 50%以内

(3) 道営草地基盤整備事業

北海道において草地畜産基盤の開発整備を総合的に推進するため、次の事業を6年度は39地区(国庫補助金58億1,550万円)で実施した。

ア 道営草地改良整備事業

草地管理利用機械の大型化に対応して草地畜産経営の合理化及び生産性の向上を図るため、既存の草地の整備改良と、関連する草地の造成改良及びこれら草地に附随する施設の整備を実施した。

(ア) 事業の規模

事業完了後の受益面積が500ha以上(うち、飼料生産基盤として一体的に利用される輪作畑については、その面積の1/3を受益面積として算定することができる(ただし、受益面積の20%以内))。

(イ) 補助率50%以内

イ 道営公共牧場整備事業

大家畜畜産経営の低コスト化・省力化等を図るため、公共牧場の草地及び牧場施設の一体的整備を実施し

た。

(ア) 事業の規模

- a 既存草地面積が250ha以上の公共牧場
- b 造成又は整備改良される草地面積100ha以上
- c 牧場完成年度から5年以上経過していること

(イ) 補助率50%以内

(4) 公社営畜産基地建設事業

土地条件等から今後とも畜産主産地として安定的な発展が見込まれる地域において、飼料基盤の開発整備、農業用施設の整備等を行うことにより、周辺耕種農家との有機的な結合のもとに、畜産生産の核となる経営を移転、土地集積及び規模拡大等により創出するとともに、当該地域の畜産物の生産の合理化を図り、生産及び流通単位としての一定の規模を確保し、新たな畜産主産地としての体制づくりを積極的に実施した。6年度は66地区（国庫補助金120億4,200万円）。

ア 事業の規模

(ア) 畜種複合型事業及び単一畜種型事業にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと

a 移転型

草地造成面積30ha（うち経営移転面積15ha）以上

b 土地集積型

草地造成面積30ha（うち集積土地の造成又は整備面積の合計が15ha（7.5ha）以上で、かつ、事業完了後1団地3ha（1.5ha）以上に団地化されている面積の合計が7.5ha（3.75ha））以上

※（ ）内は、水田から草地への転換面積7.5ha以上含まれている場合

c 肉用牛繁殖型

肉用牛繁殖経営に係る飼料基盤等を整備する場合、草地造成面積と整備面積の合計が30ha（うち造成面積10ha）以上

(イ) 畜種複合型事業にあっては、家畜飼養頭数（豚換算（以下同じ））2,000頭以上

(ウ) 単一畜種型事業にあっては、草地造成又は整備面積と放牧林地受益面積（1/10換算）が100ha（肉用牛繁殖型の場合は60ha）以上

(エ) 中山間地域型事業にあっては次のいずれかの要件を満たすこと

a 放牧促進型

草地の造成又は整備面積の合計が30ha以上で、このうち放牧対象面積が15ha以上

b 地域活性化型

草地造成面積が15ha以上で、かつ、地域活性化に資する施設の設置を伴うこと

イ 補助率 内地・北海道 沖縄

50%以内 2/3以内

(5) 畜産基地建設事業

農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資するため、「農用地整備公団法」に基づき、農用地整備公団が、未利用、低位利用の土地が広範囲にわたって存在し、将来畜産主産地としての発展が見込まれる地域において、飼料基盤、経営施設及び経営手段の整備導入を一体的に行い、近代的な農業経営による大規模な畜産物の濃密生産団地を建設するため、6年度は2地区（国庫補助金25億8,500万円）で次の事業を実施した。

ア 畜産基地建設事業

畜産基地建設事業は、未利用地及び低利用地に恵まれた地域において、牛及びその他家畜のための農用地等の造成、道路等の基本施設の整備、農業用施設整備、農機具導入を総合的に実施するもので大家畜畜産の安定的発展を図るとともに、併せて畜産経営に起因する環境問題が懸念される豚及び鶏の中小家畜の経営移転を推進し、高効率な畜産経営群の育成を図ることによって、地域畜産の活性化と畜産物の安定供給に資する畜種複合型の事業を実施した。

(ア) 事業の規模

農用地造成面積150ha以上で、かつ、家畜飼養頭数1万頭以上

(イ) 国の負担率 55%以内

(6) 畜産環境総合整備事業

将来にわたり畜産主産地として発展が期待される地域において、畜産経営に係る生産基盤と地域生活環境の総合的な整備を推進するため、都道府県等が行う都道府県営畜産環境総合整備事業及び市町村、農協等が行う団体営畜産環境総合整備事業を一体的に実施した。

6年度は、都道府県営畜産環境総合整備事業は30地区について実施（国庫補助金30億8,600万円）し、団体営畜産環境総合整備事業は44地区について実施（国庫補助金25億9,600万円）した。

ア 都道府県営畜産環境総合整備事業

(ア) 都道府県営畜産経営環境整備事業

畜産経営に係る環境汚染の防止と畜産経営の合理化を図るため、家畜排せつ物還元草地等の基盤整備、家畜排せつ物処理施設等の整備を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 旧市町村の範囲以上の広がりをもつ地域で家畜飼養頭数2,000頭以上

(b) 基盤整備費に係る受益面積が50ha以上

(c) 養畜の業務を営む者10人以上

b 補助率

基盤整備 50%以内

家畜排せつ物処理施設等整備 1/3以内

(イ) 畜産環境整備特別対策事業

混住化の進展等に対処して地域の生活環境の改善と畜産経営の発展を図るため、畜産経営の生産基盤の整備と環境保全林、緑地帯等周辺環境の整備を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 事業参加者の家畜飼養頭数2,000頭以上

(b) 事業参加者数が10人以上

(c) 事業参加者の整備する施設と至近住宅との間の距離が100m未満であって、両者の間に幅10m以上の環境保全林がないときは、整備する施設と同等以上の面積の環境保全林を確保すること

(d) 基盤整備、施設整備及び周辺環境整備に係る受益面積が30ha以上（事業参加者のうち、経営移転する者が全体の1/2以内のときは10ha以上）

b 補助率

事業実施計画策定 50%以内

基盤整備、周辺環境整備50%以内（沖縄60%以内）

利用施設整備 1/3以内

(ウ) 林野活用畜産環境総合整備モデル事業

中山間地域等における畜産基盤と生活環境の整備を一体的に推進するため、当該地域に賦存する農林諸資源を有効に活用する農林協調型の林野活用による高度放牧林地、道路整備等を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 林野活用畜産基盤整備調査の実施地域で、中山間地域等で、酪農・肉用牛近代化計画作成市町村であること

(b) 造成又は整備される草地又は高度放牧林地及び事業完了後の受益面積が100ha（北海道250ha）以上（一体利用輪作畑1/3算定（受益面積の20%以内）、高度放牧林地整備1/2算定、放牧林地整備1/10算定）

(c) 高度放牧林地整備20ha（北海道50ha）以上

(d) 家畜飼養頭数2,000頭以上

(e) 養畜の業務を営む者10人以上

b 補助率

事業実施計画策定 50%以内

基本施設整備 50%以内

利用施設整備 40%以内（1/3以内）

機械施設整備 1/3以内

土地利用円滑化 50%以内

(エ) 草地畜産活性化特別対策事業

中山間地域等において、畜産経営の安定的発展と地域活性化を図るため、草地景観を活用した交流拠点等

の整備と草地基盤の整備、生活環境の改善等を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 中山間地域であって、酪農・肉用牛近代化計画を策定している市町村

(b) 隣接する市町村の区域内にあり、かつ土地利用状況が草地に特化している地域

(c) 草地を中心とした景域保全のための基本構想樹立地域であって、都道府県知事が認めた地域

(d) 家畜飼養頭数2,000頭以上

(e) 本事業完了後の草地面積が100ha（北海道300ha）以上見込まれる地域

(f) 本事業によって造成改良または整備改良される草地面積が30ha（北海道100ha）以上

b 補助率

事業実施計画策定 50%以内

基盤整備 50%以内

利用施設整備 50%以内

放牧用機械施設 1/3以内

土地利用円滑化 50%以内

イ 団体営畜産環境総合整備事業

(7) 団体営畜産経営環境整備事業

畜産経営に係る環境汚染の防止と畜産経営の合理化を図るため、家畜排せつ物還元草地等基盤整備、家畜排せつ物土地還元施設整備等を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 家畜排せつ物還元農用地面積10ha（うち基盤整備に係る受益面積5ha）以上（豚、鶏の移転の場合は、家畜排せつ物還元農用地面積が5ha以上（豚）、3ha以上（鶏）（うち基盤整備に係る受益面積はそれぞれ2.5ha以上、1.5ha以上））

(b) 養畜の業務を営む者5人以上（環境規制地域ですべて移転する場合は3人以上、農業生産法人の場合は1人以上）

b 補助率

基盤整備

内地45%以内、離島50%以内、沖縄60%以内

家畜排せつ物処理施設等整備 1/3以内

(イ) 公共牧場機能強化事業

公共牧場の生産機能の強化と併せ、その緑資源の地域住民への提供等により、公共牧場の管理運営の円滑化、地域活性化を図るため、草地等基盤、利用施設、防護柵等環境保全施設の一体的な整備を実施した。

a 事業の規模

(a) 既存草地面積が30ha（北海道50ha）以上

(b) 草地造成又は整備改良面積が10ha以上

(c) 都道府県知事が定める「公共牧場利用促進計画」に適合すること

(d) 同一市町村内に本事業の実施牧場がないこと

b 補助率

基本施設

内地	45%以内
北海道、離島、沖縄、奄美	50%以内

利用施設

内地	40%以内 (1/3以内) <1/3以内>
北海道	45%以内 <1/3以内>
離島、沖縄、奄美	50%以内 <1/3以内>

〈 〉 内は牧場用機械施設、防護柵、環境保全施設等土地利用円滑化

内地	40%以内 (1/3)
北海道	45%以内
離島、沖縄、奄美	50%以内

(7) 国営草地開発事業及び都道府県営草地開発事業

粗放利用の山林原野等の土地が広範囲にまとまって存在し、草地開発事業により造成改良される草地を家畜の主たる飼料基盤とすることにより、多頭飼育を主体とする生産性の高い畜産経営の確立が可能であると見込まれ、かつ畜産の振興に意欲的である地域を対象に国営及び都道府県営草地開発事業を実施した。

ア 国営草地開発事業

土地改良法の規定により、国営草地開発計画に基づき、国が基本施設の整備(草地造成改良、道路等整備、雑用水施設整備、用排水施設整備)を行った。6年度は7地区(事業費26億1,000万円)で実施した。

(ア) 事業の規模

草地造成面積400ha以上で一団地の面積おおむね100ha以上

(イ) 国の負担率 70%以内(北海道)

イ 都道府県営草地開発事業

土地改良法の規定に基づき都道府県が行う草地開発事業で草地造成、道路整備等を行った。6年度は4地区(国庫補助金1億6,300万円)で実施した。

(ア) 事業の規模

草地造成面積100ha以上で一団地の面積おおむね50ha以上

(イ) 国の負担率 50%以内

3 飼料作物生産振興対策

飼料作物の生産拡大と合理化を図るため、畜産活性化総合対策において、次の事業を実施した。

(1) 地域畜産活性化総合対策事業

ア 高能率飼料生産モデル事業

先導的かつ多様な土地利用型畜産の展開を図るため、先進的技術の集積、土地の利活用、新生産方式の導入を通じて高能率な飼料作物の生産利用体系を確立することとし、これらの取り組みに必要な条件の総合的な整備を実施(国庫補助金5億5,000万円)した。

(ア) 事業実施主体 市町村、農協、営農集団等

(イ) 補助率 1/2, 4/10, 1/3以内

イ 里山等利用促進対策事業

大家畜畜産経営における経営の安定化・合理化を図るため、里山等における飼料基盤の整備を実施(国庫補助金1億8,400万円)した。

(ア) 事業実施主体 市町村、農協、営農集団等

(イ) 補助率 定額

ウ 自給飼料生産拡大対策事業

自給飼料生産の拡大と低コスト化を図るため、自給飼料拡大方策の検討、作付条件整備、飼料作物等生産利用機械施設の整備等を実施(国庫補助金3億2,400万円)した。

(ア) 事業実施主体 都道府県、市町村、農協等

(イ) 補助率 1/2, 4/10, 1/3以内

エ 良質流通粗飼料等増産対策事業

良質流通粗飼料を地域内外へ安定的に供給するための生産・流通条件の整備を実施した。(国庫補助金4億5,600万円)

(ア) 事業実施主体 市町村、農協、営農集団等

(イ) 補助率 1/2, 4/10, 1/3以内

オ 飼料作物総合技術確立普及事業

飼料作物生産の低コスト化、高品質化を図るため、飼料作物生産利用に関する各種技術の浸透促進・定着化のための体制の整備を実施(国庫補助金1億7,531万円)した。

(ア) 事業実施主体 都道府県、市町村、農協等

(イ) 補助率 1/2以内

(2) 広域畜産活性化総合対策事業

ア 飼料利用高度化施設整備事業

粗飼料、濃厚飼料を通じた飼料費の低減及び飼料の安全性の確保を図るため、飼料分析施設、飼料供給施設の整備(国庫補助金2億1,251万円)を行った。

(ア) 事業実施主体 都道府県、農協連、市町村等

(イ) 補助率 1/2, 4/10, 1/3以内

イ 公共牧場広域利用推進対策事業

公共牧場において省力的かつ低コストな放牧利用を促進するため、関係機関が一体となり公共牧場の広域利用調整等を実施(国庫補助金1億723万円)した。

(ア) 事業実施主体 都道府県、市町村、農協等

(イ) 補助率 1/2以内

ウ 飼料作物物流通体制強化推進

飼料作物の円滑な流通を促進するための流通促進会議の開催、流通技術指針の作成等を行うため、全国農業協同組合中央会に助成（国庫補助金378万円）した。

エ 自給飼料生産体制強化推進事業

自給飼料生産振興を図るため、全国会議の開催、技術指導指針の作成、都道府県における現地指導・推進会議の開催等に対し、(ロ)中央畜産会に助成（国庫補助金284万円）した。

4 飼料作物種子及び飼料生産利用技術対策

飼料作物種子対策及び飼料生産利用技術対策等として、次の事業を実施した。

(1) 飼料生産利用対策推進指導事業

ア 飼料作物優良品種選定普及促進事業

栽培条件、用途等に適した高生産性品種の普及を促進するため、都道府県における奨励品種の調査選定、奨励品種の普及のための展示場の設置、優良種子の安定供給体制の整備を行うとともに、暖地型牧草、F₁品種種子の供給を円滑に行うため、採種場の設置及び採種技術の指導を行った。（国庫補助金2,931万円）

(ア) 事業実施主体 都道府県、農協連等

(イ) 補助率 1/2以内

イ 飼料作物生産利用改善事業

飼料作物等の生産利用技術の改善と合理的な粗飼料給与を行うため、家畜ふん尿を効果的に還元した生産利用技術及び転作田等における飼料作物等の生産利用技術等に加え、集約的放牧等地域の実情に応じた放牧技術確立のための実証調査、技術指針の策定を行った。（国庫補助金1億6,933万円）

(ア) 事業実施主体 都道府県

(イ) 補助率 1/2以内

ウ 飼料利用高度化推進事業

粗飼料、濃厚飼料を通じた飼料費全体の低減を図るため、飼料成分分析に基づく飼料給与、飼料作物と濃厚飼料等を混合した飼料の調製利用技術の推進指導を行った。（国庫補助金3,750万円）

(ア) 事業実施主体 都道府県、市町村、農協等

(イ) 補助率 1/2以内

(2) 委託事業

ア 飼料作物海外採種適地等調査

優良飼料作物種子の普及促進を図るため、牧草類の新たな海外契約採種適地の探索、青刈りとうもろこし等の種子流通等の調査を(ロ)日本飼料作物種子協会に委託して行った。（293万円）

イ サイレージ調製添加物利用実態調査

サイレージ調製を行う際に使用している添加物の利用実態を把握するとともに、効率の利用方法等の検討を(ロ)日本草地協会に委託して行った。（100万円）

ウ 草地適正利用促進対策基礎調査（ODA）

中国における畜産振興、砂漠化防止のため草地適正利用及び草地の生産力向上に関する技術的な調査検討を(ロ)畜産技術協会に委託して行った。（395万円）

(3) 飼料作物流通種子検査

種苗法に基づき飼料作物流通種子の表示等について検査を行った。（667万円）

(4) 家畜改良センターにおける種子対策

我が国に適した飼料作物の優良種子の供給を確保するため、家畜改良センターの十勝、長野、熊本の3牧場に採種は（原々種、原種）、検定は等を設置し、増殖用もと種子の供給を行った。（1億2,291万円）

また、OECD牧草等種子品種証明制度に基づく海外契約採種用輸出原種種子の品種証明業務を家畜改良センター長野牧場において行った。このほか、遺伝資源の総合的な確保を図る農林水産ジーンバンクを確立するため、家畜改良センター（種子部門）において飼料作物の遺伝資源の保存及び増殖を行った。（979万円）

第7節 流通飼料対策

1 飼料の需給及び価格の安定

(1) 6年度の飼料需給の動向

ア 飼料の総合需給

6年度の飼料の総合需給規模は、可消化養分総量（TDN）で前年度をわずかに下回る2,762万t（2.2%減）と見込まれる。その内訳は、粗飼料が588万t、濃厚飼料が2,174万t（実量2,917万t）である。

濃厚飼料のうち輸入によるものは1,631万t（実量2,146万t）、国内産濃厚飼料は544万t（実量771万t）と見込まれる。

イ 飼料穀物の国際需給

1994/95年度の世界の粗粒穀物生産量は、主要生産国である米国でとうもろこし・こうりゃんが大幅な増産となったため、世界全体では、前年度をかなり上回る8億6,480万tとなった。

一方、消費量は、前年度をやや上回る8億5,670万tとなったため、期末在庫量は、1億3,040万t（在庫率15.2%）となった。

ウ 飼料穀物の国際価格

飼料穀物の国際価格の指標となるととうもろこしのシカゴ相場は、南半球の豊作により春先から軟化し、そ

の後も米国で史上最高の豊作となったことからさらに下落し、6年9月半ばから12月にかけて210セント／ブッシュェル台の低水準で推移した。

12月以降、米国産に対する輸出需要の増加、米国に対する減反実施の決定から相場はじり高基調となり7年3月は250セント／ブッシュェルまで上昇した。

エ 配合飼料の需給及び価格の動向

近年、家畜の飼養頭羽数は、肉用牛を除いて横ばいしないし減少傾向で推移している。配・混合飼料の生産量も、昭和63年度をピークに横ばいで推移しており、6年度は前年度をやや下回る2,526万tとなった。この内訳をみると、配合飼料は前年度比3.1%減の2,410万t、混合飼料は前年度比7.8%減の116万tとなった。

6年度の配合飼料価格については、6年7月に円高の進行及び飼料穀物価格の下落を踏まえ、約2,000円／t引下げられたのに続き、9月～10月に約1,800円／tの引下げを行った。

表10 主要飼料原料の輸入価格

品 名	(単位：円／t)		
	4年度	5年度	6年度
とうもろこし	16,438	14,100	13,501
こうりゃん	15,759	13,489	12,955
大豆油かす	30,462	27,384	22,688
魚 粉	77,281	57,194	52,602

表11 配・混合飼料の用途別生産量

用 途	(単位：千t)		
	4年度	5年度	6年度
採 卵 鶏 用	7,479	7,613	7,352
ブロイラー用	4,071	3,964	3,780
養 豚 用	7,207	7,250	6,834
乳 牛 用	3,292	3,289	3,255
肉 牛 用	3,846	3,891	3,908
そ の 他 用	129	130	126
計	26,024	26,136	25,256

(2) 飼料穀物備蓄対策

飼料穀物については、土地条件の制約等から今後ともその大部分を海外からの供給に依存せざるを得ない事情にあり、国際的な飼料穀物需給の動向に対処して、その安定的供給のための体制の強化を図ることが必要である。

このため、飼料穀物備蓄対策の推進に努め(Ⅱ)配合飼料供給安定機構が飼料穀物(とうもろこし・こうりゃん)の備蓄を行うのに要する費用を助成するほか、備蓄用サイロの建設資金について利子補給を行った。

備蓄穀物の活用状況については、中国における輸出穀物集荷事情の悪化による輸入量の減少及び米国積み地での船積み等による積込作業の遅延による到着原料

表12 6年度飼料穀物(とうもろこし・こうりゃん)備蓄関係予算

(単位：百万円)

備蓄用サイロ建設利子補給事業費	46
備蓄基金造成費	7,261
うち保管委託経費	6,037
確認検定料	70
買入資金金利	1,199
貸付料収入見合控除額	△45
合 計	7,307

の減少から、短期的な需給のひっ迫が見込まれたため、6年11月17日～12月16日の時期において約7万3千tの貸付を実施した。

また、阪神・淡路大震災の被害による原料の運送事情の悪化から、短期的な需給のひっ迫が見込まれたため、7年2月10日～3月31日の時期において約4万9千tの貸付を実施した。

また、とうもろこし及びこうりゃんの代替としての大麦の備蓄については、国が直接食糧管理特別会計輸入飼料勘定において実施した。

6年度末の備蓄量は、とうもろこし・こうりゃん80.0万t、大麦は0.3万tを積み増して40.0万tとし、合計で120.0万tとなった。

(3) 配合飼料価格安定対策

配合飼料価格の上昇は、飼料費が畜産物生産費の大きな部分を占めていることもあって、畜産経営に大きな影響を及ぼすことから配合飼料価格が値上りした場合に、価格差補てんを行う通常補てん制度と異常補てん制度を設け、畜産経営に対する影響の緩和を図っている。

通常補てん制度は、民間が自主的に積み立てた基金により値上り時にはその価格差を補てんする制度であり、異常補てん制度は、通常補てん制度では対処し得ない大幅な値上りがあった場合に、国と民間が2分の1ずつ積み立てた基金によりその価格差を補てんする制度である。

最近においては、6年1月に配合飼料価格が1,900円／tへ引上げられたことに対応し、5年度第4四半期に引続き6年度第1四半期においても引上げ幅に見合う額の通常補てん金の交付が行われ、畜産経営者の実質負担増は回避された。

また、6年度においては、異常補てん原資の積み増しのため2億円の国庫助成を行った。

(4) 飼料需給安定法の運用

ア 6年度飼料需給計画

飼料需給安定法に基づき政府が行う6年度における輸入飼料の買入れ、保管及び売渡し操作は、表13の飼

料需給計画によることとした。この計画は、6年度における飼料総需要量及び供給量の推算に基づき、国が取り扱っている麦類を対象として、飼料の需給の安定に必要な数量を予定したものである。

表13 6年度飼料需給計画

品目	期首持越	買入総量	売渡数量	期末持越
小麦	247	1,385	1,350	282
大麦	712	1,622	1,600	734
(うち備蓄)	(397)	(6)	(3)	(400)
計	959	3,002	2,950	1,016

(単位：千t)

なお、この飼料需給計画は、6年3月に開催された第29回畜産振興審議会(飼料部会)に農林水産大臣が諮問し、同審議会の答申を受けた上で決定したものである。

イ 6年度の輸入飼料の需給実績

政府が飼料需給安定法に基づいて6年度に実施した輸入飼料の需給実績は、表14のとおりである。

表14 6年度飼料需給実績

品目	期首持越	買入総量	売渡数量	期末持越
小麦	288	934	995	227
大麦	586	1,626	1,553	659
(うち備蓄)	(400)	(6)	(3)	(400)
計	874	2,560	2,548	886

(単位：千t)

2 飼料の安全性の確保及び品質の改善

(1) 飼料の安全性の確保

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)に基づき有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害を生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農林水産大臣が飼料又は飼料添加物の基準・規格等を定めようとする場合には、農業資材審議会の意見を聴くこととされている。農業資材審議会は、飼料及び飼料添加物の効果、安全性等について検討を行った。

また、同法に基づき特定添加物(抗生物質)の検定を肥飼料検査所で行った(6年度検定752件合格)。

(2) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料又は飼料添加物の規格を定めることとなっている。

また、飼料安全法に基づき、飼料の公定規格による検定が16県及び5指定検定機関において、配合飼料604銘柄、二種混合飼料1銘柄、フィッシュソリュブル吸

着飼料7銘柄及び魚粉18銘柄に関して実施された。

(3) 飼料及び飼料添加物の検査

飼料安全法に基づき、安全性の確保及び品質の改善を図る見地から、国及び都道府県の飼料検査機関が飼料及び飼料添加物の検査を実施した。

6年度における検査状況は、表15のとおりである。

表15 6年度飼料等検査状況

	国	県	合 計
立入検査回数	570	1,159	1,729
現地指導件数	159	114	273
収去件数	1,925	2,558	4,483
飼 料	1,663	2,558	4,221
飼料添加物	262	—	262
収去品の試験結果			
正常件数	1,864	2,521	4,385
飼 料	1,606	2,521	4,127
飼料添加物	258	—	258
違反件数	61	37	98
飼 料	57	37	94
飼料添加物	4	—	4

第8節 家畜衛生対策

1 家 畜 防 疫

(1) 家畜伝染病予防事業の実施

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定に基づき、家畜の伝染性疾病的発生予防のための各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病的発生時におけるまん延防止措置を計画的に実施した結果、6年における家畜の伝染性疾病的発生は、一部の疾病で限局的発生を見たものの、全般的には比較的平静に推移した。

結核病は、4県で9戸11頭の発生が確認されたが、発生は引き続き減少傾向にあり、発生のなかったブルセラ病と同様に清浄化が進展してきている。

ヨーネ病は9道府県で90戸222頭の発生が確認された。

豚丹毒は、29都道府県で1,071戸、2,087頭の発生が確認された。

届出伝染病的発生についても、一部の疾病を除き総じて平静に推移した。このうち豚のオーエスキー病については、3県で8戸91頭の発生が確認された。

6年度には、家畜の伝染性疾病的発生予防及び家畜伝染病的まん延防止に要した家畜伝染病予防費として8億9,936万円を支出した。

(2) 自衛防疫事業の推移

畜産農家による家畜疾病的発生予防等を効果的に推進することを目的に(社)家畜畜産物衛生指導協会が実施

している自衛防疫強化対策事業において、予防接種事業として、豚コレラ1,427頭、ニューカッスル病1億5,946万羽、鶏伝染性気管支炎9,288羽(ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合を含む)、牛流行性感冒16万頭、牛伝染性鼻気管支炎77万頭及びアカバネ病28万頭の予防注射を実施した。

このほか異常乳の発生予防事業を実施するとともに動物用医薬品の適正使用について農家を指導した。

これらの事業に要した6年度の国庫補助金は8億928万円であった。

また、オーエスキー病の清浄化を図るため、61年度から行っているオーエスキー病清浄化対策事業を継続して実施した。

(3) 海外悪性伝染病緊急防疫体制の整備

海外悪性伝染病緊急防疫体制確立事業の一環として、50年度から口蹄疫予防液を海外製造所から購入、備蓄し、本病侵入時におけるまん延防止に備えており、6年度においてはオランダからO型、A型及びC型各10万頭分の予防液を輸入し、動物検疫所神戸支所に備蓄した。

表16 6年家畜伝染病発生状況

	(単位：頭羽群数)												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
流行性感 冒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性脳炎(豚)	0	0	0	0	0	5	0	0	2	18	0	0	25
炭 疽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気 腫 疽	0	2	0	1	1	1	0	1	2	1	4	1	14
ブルセラ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結 核 病	1	1	2	0	3	2	0	1	1	0	0	0	11
ヨ ー ネ 病	13	16	14	14	40	22	13	27	16	19	20	8	222
ピロプラズマ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アナプラズマ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚 コ レ ラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚 水 胞 病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚 丹 毒	179	149	149	201	155	166	150	244	157	124	158	255	2,087
ニューカッスル病(羽)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ひ な 白 痢(羽)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐 蛆 病(群)	0	1	0	82	18	54	33	12	296	146	8	2	652

2 輸 出 入 検 疫

6年における動物及び畜産物の輸出入検疫状況は表17のとおりである。輸出入検疫の概況は次のとおりである。

動物の輸入は、食肉の輸入増、無税子牛の割当中止、国内の景気停滞等の影響により全体として減少傾向にあり、主要動物(牛、豚、緬羊、山羊、その他の偶蹄類及び馬)の輸入頭数は前年を下回った(対前年比69%)。馬では競争用馬が前年に引き続き増加しているが、肥育用が減少したことから、馬全体の輸入頭数は前年並となった(同比100%)。

動物の輸出は、前年並であった(同比109%)。

畜産物の輸入は、ほぼ横ばいであった(同比103%)。種類別では、肉類が増加し、卵類及び毛類はほぼ横ばい、骨類、臓器類、皮類、及びミール類は減少した。

畜産物の輸出は家さん肉が減少したことから(同比76%)、輸出全体は減少した(同比77%)。

表17 6年の輸出入検疫数量

(単位=動物：頭羽、畜産物：t)

	輸 出	輸 入
牛	36	11,278
豚	5	546
緬 山 羊	—	11
馬	40	2,429
兔	17	6,503
初 生 ひ な	61,837	1,382,410
犬	2,904	13,902
指 定 外 動 物	92,571	567,058
骨 類	409	160,997
肉 類	9,418	1,816,574
臓 器 類	886	69,156
卵 類	64	19,542
皮 類	64,558	158,992
毛 類	208	51,477
ミ ー ル 類	2	205,344
指 定 外 畜 産 物	7,186	18,785

3 獣医事

(1) 獣医療体制整備の推進

近年の獣医療需要の多様化、高度化等に対応し適切な獣医療の確保を図るため、獣医療法（平成4年5月制定、同年9月施行）において獣医療計画制度が設けられた。この獣医療計画制度においては、国が定めた基本方針に即して都道府県が都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって地域の獣医療提供体制の整備を推進することとされているが、平成6年度末現在、すべての都道府県が計画を定めた。

(2) 獣医師法第16条の2に基づく臨床研修

獣医師法第16条の2に基づき、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修に努めることとされている。平成6年度においては、4大学及び8指定施設において、48名の臨床研修が行われた。

(3) 第46回獣医師国家試験

第46回獣医師国家試験は、7年3月7日及び8日の2日間、全国3試験地で行われ、受験者1,154名中1,028名（89.1%）が合格し、獣医師免許資格を得た。

(4) 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により獣医事審議会が設置されているが、本審議会に置かれた試験部会及び免許部会が開催され、①第46回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第12条に基づく獣医師国家試験予備試験の受験資格の認定（認定者1名）、③獣医師法第8条に基づく免許の取消し、等について審議が行われた。

4 家畜保健衛生所

6年度末における家畜保健衛生所数は全国198か所で、職員数は獣医師職員2,089名、事務系・その他職員376名となっている。

(1) 家畜保健衛生所の施設整備

家畜保健衛生所の機能の充実を図るため、家畜衛生施設整備事業により、次の施設・機器の整備を実施した。

ア 無煙無臭焼却施設

家畜保健衛生所では家畜の病理解剖等病性鑑定に伴う動物性廃棄物の完全殺菌焼却処理の必要性があるが、従来の焼却炉では悪臭防止法規制物質やばいじんの発生防止の措置を講ずることは困難となっている。環境保全を指導する立場にある公共機関として環境の

浄化に努めるため、無煙無臭の焼却施設を2県2か所の家畜保健衛生所に設置した。

イ 検査能率向上施設

家畜保健衛生所は、40年代に再編整備されて以来、その機能の充実が図られてきたが、最近における家畜頭羽数の増加、経営形態の大型化、集団化等に伴う家畜飼養形態の変化による家畜疾病の発生の複雑・多様化等により、検査業務量が増加し、また、業務の範囲が拡大していることから、各種検査能率の向上を図るための酵素抗体測定装置等機器を39都道府県91か所の家畜保健衛生所に整備した。

ウ 疫学診断機能向上施設

畜産経営の大規模化、集約化等飼養形態の変化の中で目立ってきているウイルス、細菌の関与する慢性疾病の防あつには、病原ウイルス、細菌等の血清型の差異を迅速かつ的確に把握することが必要である。

このため、疾病の血清型を迅速かつ簡易に診断するための疫学診断機器及び当該診断に必須な動物接種機器等を3県3か所に整備した。

(2) 家畜衛生に関する各種指導

家畜の種類及び地域の実情に応じた総合的な家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等を対象として行うことにより畜産の進展に即応した家畜衛生技術の浸透及び定着を図るとともに、地域の実情に応じた家畜衛生対策を重点的に実施することにより各地域の畜産の発展に資するため、家畜衛生技術指導事業及び沖縄牧野ダニ撲滅対策事業を家畜保健衛生所が中心となって行ってきた。

これら事業については、前年度に引き続き、6年度は、①地域の畜産農家、畜産技術者等が参集して地域における総合的な家畜衛生対策の推進を協議する「家畜衛生推進会議」、②モニター農家、民間獣医師を通じて家畜衛生情報及び動物用医薬品の副作用に関する情報を収集するとともに、それら情報を地域にフィードバックする「情報収集広報」、③家畜衛生思想の普及、各種慢性疾患等の予防による家畜の損耗防止を図る「巡回指導」、④獣医師による診断等のサービスが十分に受けられない地域を対象に、重点的な家畜衛生思想の普及及び家畜衛生技術の浸透を図る「無獣医地域パトロール」、⑤乳肉複合経営農家における飼養衛生管理改善のための検査・指導を行う「乳肉複合経営衛生対策」、⑥豚豚場に対して総合的な衛生指導を講じ、疾病の清浄化を図る「豚慢性疾患清浄化促進モデル対策」、⑦流通段階における動物用医薬品の品質確保を図る動物用医薬品品質確保対策、⑧診療獣医師による効果的な保健衛生指導を実施できる体制を確立するための検

討会の開催及びモデル獣医師による診療効率化のための保健衛生指導を実施する「産業動物診療効率化対策」、⑨沖縄県八重山地域を中心に多発している牛のピロプラズマ病の清浄化を図る「沖縄牧野ダニ撲滅対策」を各々実施した。

(3) 第35回全国家畜保健衛生業績発表会

第35回全国家畜保健衛生業績発表会は、4月21日、22日千代田区公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、畜産局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

5 動物薬事

(1) 動物薬事監視事務の委託

薬事法に基づき都道府県が実施する業務に必要な経費を委託費として交付し、動物用医薬品、医薬部外品及び医療用具の製造（輸入販売）業の許可及び許可更新等の際の現場審査、薬事法第43条第1項の規定に基づく国家検定に要する試験品の採取事務等を実施した。

(2) 立 入 検 査

動物用医薬品等に係る立入検査は、薬事法第69条第1項の規定に基づき動物用医薬品等の製造所、輸入販売業者の営業所等を対象に実施しており、6年度においては、15都道府県下の製造所等29か所に立ち入り、検査、指導等を行うとともに動物用医薬品等109件を収去した。収去品は動物医薬品検査所において検査し、結果が不適なものについては回収廃棄等の措置を講じた。

(3) 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の5（同法第23条において準用する場合を含む。）に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の面から現在の学問水準に合わせて見直す再評価制度を実施している。平成4年度に見直しの対象とした20成分のうち、平成5年8月2日付け農林水産省告示第880号により再評価を受けるべき医薬品として指定されたカルバリル等の7成分を各々含有する動物用医薬品については、再評価が終了し、その結果を平成7年3月に関係者に通知した。平成5年度に見直しの対象とした115成分については、その見直し作業を終え、再評価を受けるべき医薬品として指定するものはなかった。更に、平成6年度に見直しの対象となる319成分について、平成6年6月に関係者に通知した。

(4) 薬事監視事務打合せ会議

薬事監視事務打合せ会議は、動物用医薬品等に関す

る薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。

6年度は6年10月に開催し、薬事法関係政省令の改正等の説明、薬事監視指導上の諸事項について協議検討を行った。

(5) 国家検定状況

薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した6年度の国家検定状況は次のとおりである。

ア 生物学的製剤（受付件数760件）	
合格	751件
不合格	9件
取り下げ	0件
イ 抗生物質製剤（受付件数1,151件）	
合格	1,147件
不合格	3件
取り下げ	1件

(6) 動物用医薬品等製造（輸入販売）業許可及び承認状況（6年1月1日から12月31日）

ア 薬事法第12条第1項及び第22条第1項に基づき許可された製造（輸入販売）業の件数は、45件であった。

イ 同法第14条第1項に基づき承認された品目数は、医薬品112品目、医薬部外品26品目、医療用具54品目であった。

(7) 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、不適正な使用により畜産物等に残留した場合有害生産物が生産されるおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

薬事法第83条の2第1項に基づき、使用規制の対象医薬品の追加、使用対象動物の追加等を行った。同省令の一部を改正する省令は、6年5月25日（平成6年農林水産省令第34号）、6年8月4日（平成6年農林水産省令第47号）、6年11月11日（平成6年農林水産省令第75号）付けで公布された。

6 技術普及

家畜衛生講習会規程に基づく家畜衛生講習会は、家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の普及を図るために実施している。受講者は地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図っている。